

◇一橋大学フェアライバー研究教育センター連載④

「労働ビッグバン」とグローバリゼーション —オルタナティブの模索(下)

田端博邦 元東京大学教授

目次

- 1 はじめに
- 2 グローバリゼーションをどう考えるか
 - (1) 経済のグローバル化と国際競争力
 - (2) グローバリゼーションの批判と政策の批判
 - (3) グローバリゼーションと政治的・制度的条件
 - 「ピッグバン・アプローチ」の起源
- 3 「規制緩和とグローバリゼーション」
- 4 市場主義とネオ・リベラリズム
 - (1) ネオリベラル・グローバリゼーション
 - (2) グローバリゼーションと国内制度の規制緩和
 - (3) グローバリゼーションの諸結果
 - (4) グローバリゼーションの諸結果
- (以上、本誌一六五八号)
- 5 オルタナティブの可能性(以下、本誌本号)
 - (1) スティグリッツの提案
 - (2) ILOのオルタナティブ
 - (3) ITUC(国際労働組合総連合)の運動方針
 - (4) むすび

最近のオルタナティブに関する議論を紹介しておこうことにしよう。とりあげるのは、経済学者スティグリッツ、ILLO、そして国際労働組合組織ITUCの議論である。

(1) スティグリッツの提案

スティグリッツの著書(*Making Globalization Work*)、以下ではStiglitzとして引用)は、その前著(*Globalization and Its Discontents*)がほとんどつぱらIMF等の新古典派理論の批判に当てられていたのに対し、グローバリゼーションを改革するオルタナティブを提案している。という点で注目される。もともとメインストリームの(クリントン政権時代の経済諮問委員会委員長)、しかしややケインズ主義的な(新ケイズ派)新古典派の経済学者がこのような新古典派批判、グローバリゼーション批判を行なう

ようになつたのは、彼が経済諮問委員会の仕事のあとに世界銀行のチーフ・エコノミストとして二年間途上国の実情に触れる機会をもつたからである。かれは、机上の経済理論と途上国の現実との落差に大きな衝撃を受け、市場を自由な市場のままに放任することが非人道的な結果をもたらすこと、そうした市場の働きを制御するために「政府」の役割がきわめて重大であることを認識したのである。したがつて、スティグリッツの新古典派批判は、広い意味での新古典派経済学の内部からの内在的な批判という意味をもつており、またかれの提案は、新古典派の基礎理論をベースにしたオルタナティブの提案という性格をもつている。

まず、そのような新古典派理論の内在的な批判にあたる部分から見てみると、

「自由貿易がすべての人に恩恵を与えるというアダム・スミスと自由貿易主義者の言葉は、失業のない完全市場という仮想の世界であるだけではなく、それは、完全な保険市場があるためにリスクの心配がなく、競争がつねに完全に行われるという世界をさしている」(Stiglitz, p.68)。この点は、理論的には重要である。市場の不完全性を論じた情報の非対称性理論でノーベル賞をとったスティグリッツにとっては、市場原理主義者が主張するような「完全な市場」は理論的に存在しないのである。市場主義的なグローバリゼーションは、存在しない完全市場の論理を現実に適用することによつて、当然破綻

を生み出すことになるとみなされる。

したがつて、自由貿易がすべての人の利益になると主張することは誠実でない。「経済理論が仮に一国の全体を豊かにするとしても、それはある人びとの集団を貧しくするのである。先進国の場合で言えば、もつとも被害を受けのは、底辺にいる人びと、不熟練の労働者である」(Ibid., p.68)あるいは、「ほとんどすべての人がリスクにさらされる」。しかし、「グローバリゼーションが不安を大きくし、先進国、途上国いずれの国においても不平等を拡大するにもかかわらず、グローバリゼーションはこうした問題に政府が対処する能力を限定してきた」(Ibid., p.69)。ステイグリツツが言わんとするところは明らかである。現実の世界では、自由貿易、グローバリゼーションが先進国においても、途上国においても不平等を拡大し（その意味ですべての人の利益にはならない。むしろ多くの人に不利益を及ぼしうる）、また不平等を是正するための各国の政策の自由度を奪っている、というのである。また、前記の引用にはないが、彼がもつとも重視するのは、途上国と先進国との間の不平等である。IMF、世銀などの国際機関を先進国、とくにアメリカの支配する現状を変えることが必要であり、そうした機関の「民主化」が必要であるという提案をしている。しかし、先進国の問題に限定してみれば、ステイグリツツの提案は、それほど新しいものではない。

「貿易の自由化は、その約束（すべての人に利益）にこたえることができなかつた。しかし、……貿易の基本理論は維持されうる。貿易はゼロ・サムゲームではない。それは、すべての人々が受益者となるポジティブ・サムゲームとなりうるのである。」(Ibid., p.99)「先進国において貿易のグローバリゼーションが支持しうるとすれば、より累進的な税制を含んで、便益と費用とがより公平に分かれるということを確実にしなければならない。とくに生活が貧かされる人びとに注意を払わなければならない。より的確な扶助とより強力なセイフティ・ネット、そしてより優れたマクロ経済運営が必要とされるのである」(Ibid., p.100)。ステイグリツツの見解によれば、貿易の利益という経済理論の基本的な考え方を肯定されうる。しかし、そのような自由貿易が国内において敗者を出さないために、累進税制と社会保障的保護、介入的な経済政策が必要だということになる。つまり、対外的な自由貿易と国内におけるケインズ主義的な経済運営とを組み合わせるというのが、基本的な着想であるといつてよい。逆にいえば、グローバルな自由貿易体制と新自由主義的な国内経済体制との組み合わせのもとでは、不平等の拡大（一部の人にとっての利益と多数の人にとっての不利益）が避けられない、ということになる。

つては、自由化のタイミングが考慮されなければならないとされている。途上国の経済状態によつては、国内産業の育成のための保護主義も一定期間は必要とされるのである。ステイグリツツにとって、自由貿易主義は絶対的な原理ではなく、経済の現実に合わせて柔軟に適用されるべき原理なのである。

最後に、すでに明らかのように、ステイグリツツの議論が市場主義的な経済理論と根本的に異なる点は、経済的事象について、経済だけではなく、経済の成長や効率ではなく、「雇用、社会的正義、そして環境保護などの非物質主義的（非金銭的）な価値」(Stiglitz, p.28)に優位を認めることにある。したがつて、「グローバリゼーションの改革は、政治の問題である」(Ibid., p.269)。ステイグリツツと市場主義的経済理論との対比は、前にみたケインズとハイスクの比較に相似している。

(2) ILOのオルタナティブ

前章で多用した「公正なグローバリゼーション」は、これも前述したようにILOが組織した「グローバリゼーションの社会的次元に関する世界委員会」が提出した報告書である。この委員会の名称にあるように「社会的次元」が問題関心のポイントになつてている。すでに周知のことかとも思われるが、「社会的次元」とは「経済的次元」と対比される、人間の雇用や生活に

直接かかる領域のことである。この報告書は、その冒頭で「グローバリゼーションに関する支配的な見方を、狭い市場への関心から、より広い人びとの配慮にシフトさせるべきである」(まえがき)と記している。つまり、グローバリゼーションを純粹に経済的な指標で議論するのではなく、そうした経済実態が具体的に人びとの生活や雇用においてどのような影響・結果をもたらしているかという点が、問題だということになる。報告書によれば、「それは、人びとが日常生活や仕事において経験するグローバリゼーションの次元、つまり人びとの民主主義的参加と物質的豊かさへの願いの全体である。より良いグローバリゼーションは、……人びとのより良い、安定した生活への鍵である」(まえがき)。

国際機関としてのILOが労働者の生活や労働に関心をもつことは当然である。しかし、そのILOがグローバリゼーションの現状を批判し、「より良いグローバリゼーション(a better globalization)」を主張することは必ずしも当然ではない。政労使の協調をベースとする中立的な機関であるILOがそのような姿勢を明らかにしたのは、現状がおおいに問題であるからにはほかならない。「驚くべき」とあるが、一九九〇年以降のグローバリゼーションがもつとも進展した時期に、世界のGDP成長率は、それ以前の時期よりも低い。「成長は国によって不均等に配分されていく」(A Fair Globalization,

p.35)「最富裕国と最貧困との所得格差は大きく拡大した」(ibid., p.36)「低開発諸国のグローバリゼーションの利益からの排除は、頑なな現実である」(ibid., p.38)。

グローバリゼーションのこうした現実に対すILOの問題意識は、この報告以前にも示されていた。一九九九年の事務総長の総会報告『ディーセント・ワーク』(Decent Work, 1999, 以下訳文は英文から)がそれである。この事務総長報告では、いつそうクリアに問題が示されている。「(この)二〇〇年間の間に、ILOの伝統的な諸活動は、グローバル経済の登場による経済的・社会的環境の転換によって大きく変化してしまった」。すなわち、「経済の自由化政策は、国家、労働、ビジネスの間の関係を変えた。経済的結果(所得の配分など)は今では……市場の力によってより多く決定されるようになつてゐる。国際的金融市场は、国内の労働市場との連携から抜け出し、資本と労働に対して非対称的なリスクと利益をつくりだしている」(Decent Work, p.1)。つまり、ILOの活動のあり方がグローバリゼーションによって大きく変わつてしまつた。規制緩和や市場化の政策によつて政労使の間の力関係が変化し(資本・経営の力が高まり、三者のバランスが崩れた)、金融の国際化によつて、労働市場を安定させるための金融政策がどうならずり、結果として(失業などにより)労働側に不利益を、資本に利益を与える、さらには資本を優位に、労働を劣勢に置くことになつて

いる、というのである。

さらに、「『実体』経済と金融システムが相互の結びつきを失つてゐる」(ibid., p.1)という指摘もある。金融の国際化・バーチャル化によって、実態経済との結びつきが薄れ、金融の投機的変動と富の偏在が生じてゐる(カジノ資本主義)、経済の不安定性が高まり、生産労働者の失業や労働条件の劣化などが生じつてゐる、というのがILOの懸念になつてゐるといつてよい。前にも一度紹介したが、「グローバル経済に人間の顔を与える」(ibid., p.2)というのが、『ディーセント・ワーク』の主題である。

『ディーセント・ワーク』はその後ILOの目標は、すべての人が、自由と公平、安全と人間の尊厳がまもられる条件において人間的に働くことである。(decent) 生産的な(productive) 仕事につけるようになることである」(ibid., p.3)。「ディーセント」をどのように訳すかは難しいところであるが、すべての人が「人間的で安心できる仕事」に就けるようにするべきだという「ディーセント・ワーク」戦略は、①労働に関する権利、②雇用、③社会的保護、④社会対話の四つの領域の戦略を総合したものと構想されている(ibid., p.3)。ILOのこの戦略は、グローバリゼーションとくに金融のグローバリゼーションと対立的な志向をもつてゐるといえる。IMF、世銀

などの市場主義に対しても明確に批判的な立場がとられているのである。

「(グローバルな変化に対する)標準的な政策的対応は、……一九八〇年代にブレトンウッズ諸機関によってとられた。それは、二つの根本的な前提に立っている。すなわち、自由市場(free markets)が経済の成長にとって十分である(政府介入は不要である)こと、自由市場は社会的安定と政治的民主主義にとってほとんど十分であること、である」。しかし、こうした自由市場万能論は、まったく不十分であるというのがILOの立場であった。「それ(国際機関によって適用された市場化の諸政策)は硬直的に理解され、市場の社会的・政治的コンテクストを考慮に入れないものになってしまった。そうした政策の人々の生活に対するインパクトは、しばしば破壊的なものになつた」(*Ibid.*, pp.5-6)。

これらの文書に示されたILOの具体的な戦略や取組みの全体像を具体的に紹介する必要はないであろう。金融のグローバリゼーション、ネオリベラル・グローバリゼーションに対する明確な批判とそれを修正するオルタナティブがそこには示されているのである。ここでは、「労働ビッグバン」との関係で、労働に関する自由市場と規制のあり方に関連する点をいくつか摘要しておくにとどめたい。

「市場経済に必要とされる、これを支える諸制度やこれを規制する規範の枠組みをさらに発展させることが必要であり、そしてそのためには

は政府機関のより強い能力が必要とされている」(*A Fair Globalization*, p.57)。「」の(国家の)役割には、医療、教育、法と秩序などの古典的な公共財に関する施策、市場の監視と市場の欠陥や失敗の矯正、環境の劣化など負の外部性の矯正、弱者の社会的保護や市場からの保護、私的投資の期待しえない分野への投資、などが含まれる。これらの国家的基本的な機能は、グローバリゼーションがすむなかでも強化されなければならない。世界の多くのところで、問題はこれらの領域における国家活動の弱さにある……。もうひとつこの政府の重要な役割は、グローバリゼーションによる所得の不平等化に歯止めをかけることである。累進課税、賃金政策、社会的プログラムなどがそのために必要である(Ibid., pp.57-58)。ここに示された視点は、日本の「構造改革」以来の規制緩和や市場化の政策とも、また「労働ビッグバン」の基本的な着想ともほぼ一八〇度異なつていて、さらにもほほ一八〇度異なつていて、これら(グローバリゼーションによる雇用の変動)は、北先進国)と南(途上国)双方の労働者に不ガ

ティブな影響を与えていた。これらの労働に連する領域の変化は、効果的で公平な社会的セイフティ・ネットと労働市場関連の諸制度の必要性を強めている(Ibid., p.58)。」でいう労働市場の「諸制度」とは、これまでの文脈から明らかのように、「自由市場もひとつの、しかし最も効果的な制度である」というような議論の余地を入れるものではない。先進国、中位の工業国などでは、輸出市場や海外投資をめぐる競争の結果として「実質賃金と労働条件が圧力のもとにさらされている。福祉国家の衰退、労働市場の規制緩和、そして労働組合の弱体化などのファクターの総合によって、就業している人びとの不安が高まっている。技術や労働組織の変化によって、労働のフレキシビリティが優先され、臨時の雇用と不安定な労働契約が増加している」(*Ibid.*, p.65)。というとき、これらは、自由な国際的市場の競争によって生じているとされているからである(ただし、この引用箇所における提言は、規制強化というより労使の協力による「ハイロード」(高品質・高賃金)の道であるもちろん必要な規制は排除しない)。ILOの基本的な立場は、「ILOは、労働市場を規制することの重要性を強調する。搾取を防止し、安全を促進し、合意を形成し、社会的統合を奨励するために」(*Decent Work*, p.25)といふものである。

(3) ITUC(国際労働組合総連合)の運動方針

ITUC(国際労働組合総連合)は、一九〇六年にICFTU(国際自由労連)とWCL(国際労連)が合同して結成された労働組合の国際組織で、実質的には唯一の世界組織である。ここで取り上げるのは、ITUCの結成における綱領、「プログラム文書」である。

プログラム文書(Programme of the ITUC) 訳

文は連合国際局編『ITU-C』と英文の双方による)の第五項に注目してみよう。そこでは「グローバル化を根本的に変革する」ことが主張されており、「新自由主義的な市場主義に基づく政策や、現在のグローバル化に対する国際社会の明らかな失敗と矛盾した対応に代えて、以下の目的とする世界経済の統治を実現することが不可欠である」とされている。ここで注目されるのは、まず、IMF、WTOなどの国際機関や各國政府の「自由市場ネオ・リベラリズムの諸政策」が全否定されていることである。また、国際機関や各國政府、とくに先進有力国政府のグローバリゼーションに関する対応が「グローバリゼーションの現状に関する国際社会の明白な失敗と一貫性の欠如」と批判されていることである。ITU-Cのこうした観点からは、現状とはまったく別の新しいグローバル経済の統治をつくりあげることが必要だということになる。

同じ項目に簡潔に列挙されている新しい統治の要点は五点ある。第一点は、「経済、社会、環境という持続的発展の三つの柱を組み合わせること」である。「持続的発展」の概念は開発や環境の成長や所得の向上といったような「経済労働組合がこうした点に着目していることは重要な点である。いうまでもなく、ここでは、経済の成長や所得の向上といったような「経済労働組合がこうした点に着目していることは重要な点である。」「環境」の領域と統一的に発展させることが、「持続的発展」とされているのである。のちに出でない。

くる最貧困問題や国際的な所得配分問題への関心の広がりとともに、ITU-Cのこの文書の視野の広がりを認めることができる。

第二点は「労働者の基本的権利を普遍的に保障すること」、第三点は「すべての人間にディーセント・ワークを実現すること」、である。これは、労働組合としてのプロパーの領域である。ディーセント・ワークという言葉が用いられているように、ITU-CはILOとの緊密な協力関係を築いて、この目標に近づこうとしている(六項、三三項以下参照)。

第四点は「大規模な貧困(mass poverty)を撲滅し、国内と各国間の(in and between nations)不平等を大幅に縮小すること」、第五点は「公平な所得分配を伴った成長を促進すること」である。ここでは、先に述べた国際的な貧困問題が取り上げられている。貧困国、最貧困国などの「大規模な貧困」は、今日の国際的な優先課題のひとつである。しかし、先進国の労働組合にとっては通常それは容易な課題ではない。労働組合は往々にして、組合員の経済的利益だけを考慮しがちであるからである。ITU-Cの綱領が、国内の貧困だけでなく、国際的な貧困などを解決を自らの課題として設定したことは、労働組合の運動としてはきわめて注目すべきことがらに属するのである。第五点は、ジェンダー平等や外国人労働者に対する民族的差別の廃止が意図されている。この点は、とくに新しいものではない。

第一と第四の点を補足すれば、第六項で、「国連のミレニアム開発目標(MDGs)の完全な実現」が掲げられており、具体的には、政府開発援助の規模のGDP比〇・七パーセントへの引き上げ、「後発発展途上国(least developed countries)を優先した」途上国債務の帳消し、「社会的投資への資源の振り分け」などが言及されている。こうした途上国の発展を含む、新しい「統治」のあり方は、「新しいグローバリゼーション(a new globalization)」のあり方であり、また、「社会的不平等に反対し、富の再分配のために闘う」とは、新しいグローバリゼーションのモデル(a new model of globalization)の核心にある(第七項)ということになる。

ごく基本的な点だけを紹介したにすぎないが、ITU-Cが、現状のグローバリゼーションを批判し、とりわけ新自由主義的な市場主義を批判して、新しいグローバリゼーションのモデルを追及しようとしていることは明らかである。そして、各国の加盟労働組合組織の運動やILO、国連との連携によって、そうした運動目標への接近が試みられている。また、そうした運動の方向のなかで、環境や途上国の人権や貧困などのグローバル・イッシュも課題に取り込まれている。グローバリゼーションは、労働運動のグローバル化と質的刷新を生みつつあるといえそうである。

5 むすび

「労働ビッグバン」は、市場主義といつてもい考え方を基礎にしている。労働市場改革専門調査会の第一次報告には、むしろ規制強化ともいいうる労働時間短縮なども掲げられている（もともと、その実行手段が問題である）が、問題提起の当初からの考え方はそのようなものであった。また、規制改革会議の労働タスクフォースの意見書は、より明確に、ほとんど無制約の市場主義の考え方を打ち出している。

そして、これまでの労働市場の規制緩和がそうであったように、「労働ビッグバン」構想においても、「グローバル化」と国際競争の激化が、ビッグバンの必要性を裏打ちするものとして援用されている。しかし、これまでの分析によれば、これまでの規制緩和も労働ビッグバンも、いずれもグローバリゼーション（あるいはネオリベラル・グローバリゼーション）の圧力によるだけでなく、グローバリゼーションの市場主義的性格を強める（市場主義的グローバリゼーションの展開に積極的に貢献する）という性質ももつていていたいわなければならない。

グローバリゼーションが不可避であり、動かしがたいものであるなら、「労働ビッグバン」の構想のように、市場主義的なグローバリゼーションの論理に同調することはやむをえない、ということになりうる。わが国では、なお、こう

した考え方方が支配的であるように思われる。しかし、前節で紹介したように、国際的な次元では、これまでのグローバリゼーションのあり方にに対する鋭い疑問や批判がでてきていている。とりわけ、批判にとどまらないオルタナティブの模索が様々な機関や運動において始められていることは注目に値するといってよいだろう。そうした努力がわが国でも求められている。

(たばた ひろくに)

最新労働者派遣法Q&A

これだけは知っておきたい労働法10

派遣労働のルールを正しく理解するために、66のQ&Aで徹底解説。

中野麻美+浜村彰 編

執筆者

中野麻美(弁護士)、浜村彰(法政大学)、大場敏彦(流通経済大学)
武井寛(國學院大学)、沼田雅之(法政大学)、水野圭子(法政大学)

定価(本体1,600円+税) A5判並製 168頁

今日、派遣労働は職場の主要な働き方の一つとして急速な広がりをみせています。また労働者派遣法は、労働基準法と並んで働き方のルールを定めた重要な法律としての地位を獲得しています。

本書は、このような労働者派遣法の最新の内容をできるだけわかりやすく、かつ実務的に役立つように、労働相談などを参考に、具体的な事例方式の問題を設定して、それに答えるかたちで解説しています。

旬報社 〒112-0015 東京都文京区自白台2丁目14番13号
TEL 03-3943-9911 FAX 03-3943-8396

E-Mail
info@junposha.co.jp